

訓令甲第24号

警視庁音楽技術指導員の設置に関する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

警視総監 高 綱 直 良

警視庁音楽技術指導員の設置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、警視庁音楽隊（以下「音楽隊」という。）の演奏技術の向上等を図るために職名を警視庁音楽技術指導員（以下「音楽技術指導員」という。）とする非常勤の職を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分等)

第2条 音楽技術指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の職員とする。

2 音楽技術指導員は、総務部広報課に置く。

(職務)

第3条 音楽技術指導員は、次の職務を行うものとする。

- (1) 音楽隊の演奏指導に関すること。
- (2) 楽曲の作成、編曲等に関すること。
- (3) その他広報課長が必要と認める事項

(任用数)

第4条 音楽技術指導員の任用数は、警務部長が定める。

(任用)

第5条 音楽技術指導員は、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により警視総監が任命する。

2 選考は、原則として、公募によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

- (1) 前年度に音楽技術指導員に任用されていた者を当該職への任用の選考の対象とする場合に

において、面接、当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると警視総監が認める場合

(2) 職務の性質から、公募により難いと警視総監が認める場合

4 前項第1号の規定による公募によらない任用は、能力の実証の結果が良好である者に限り認めるものとする。

(任期)

第6条 音楽技術指導員の任期は1年以内とし、かつ、2会計年度にわたってはならない。

(解職)

第7条 音楽技術指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くことができる。

(1) 音楽技術指導員が辞職を願い出た場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 職員としてふさわしくない行為があった場合

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員が生じた場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、警視総監が必要と認めたとき。

(服務)

第8条 音楽技術指導員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職務の遂行に当たっては、職務上の命令に従い、かつ、職務に専念すること。

(2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(3) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(勤務日及び勤務時間)

第9条 音楽技術指導員の勤務日数は、月12日とする。

2 音楽技術指導員の勤務時間は、1日7時間45分とする。

3 勤務日の指定等については、広報課長が行うものとする。

(休暇等)

第10条 音楽技術指導員には、労働基準法（昭和22年法律第49号）の定めるところにより、年次有給休暇を付与する。

2 前項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員又は非常勤職員であった者が引き続き音楽技術指導員として新たに任用される場合においては、音楽技術指導員に任用された日前1年の期間内における年次有給休暇の付与日から1年ごとに、引き続き在職した期間に応じて、労働基準法の定めるところにより、年次有給休暇を付与する。

(報酬及び費用弁償)

第11条 音楽技術指導員に対する報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）及び非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）に基づいて支給する。

2 音楽技術指導員には、第一種報酬及び第二種報酬並びに費用弁償を支給する。

3 第一種報酬の額は、常勤職員の給与との権衡を考慮して警務部長が定める。

4 第二種報酬の額は、音楽技術指導員の通勤の事情等に応じ、常勤職員との権衡を考慮して警務部長が定める。

（公務災害等の補償）

第12条 音楽技術指導員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年東京都条例第114号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（社会保険）

第13条 音楽技術指導員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。